

令和2年度革新的材料技術に関する市場・技術動向調査業務委託仕様書

本仕様書は、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「委託者」という。）が行う環境負荷低減等材料技術活用促進事業の調査・分析業務を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和2年度革新的材料技術に関する市場・技術動向調査業務

2 目的

長野県内のものづくり企業における従来の環境対策は、省エネルギーの生産設備導入や産業廃棄物削減等を中心に進めてきたが、加工精度の向上や製造工程の省略につながる高加工性の材料や、プラスチックの代替となる環境負荷の少ない材料を製品に導入するなど、技術製品等へ適用することを進める必要がある。

長野県では、2020年度から「環境負荷低減等材料技術活用促進事業」を実施し、大学等有する革新的材料技術を核に、市場展開を見据え、産業イノベーションに繋がりうる新規事業の創出に向けて取り組む研究開発に対して支援を行うこととしている。

本委託業務では、県内企業、大学等の革新的材料技術について、用途の探索、優位性の検証を行うとともに、それらを踏まえて実施される研究開発プロジェクトについて、高付加価値化、社会へ与えるインパクトが見込める事業化戦略の策定を支援することを目的とする。

3 実施場所

長野県を含む日本国内及び海外とする。

4 実施期間

委託契約の締結日から令和3年2月28日（日）までとする。

5 業務内容

環境負荷低減等材料技術活用促進事業の中で設立した長野県エコマテリアル技術活用協議会（以下「協議会」という。）で、革新的材料技術を有する県内企業、大学等で行われている研究開発案件事業の中から、支援プロジェクトを選定し、研究開発を支援するとともに、本委託業務の結果を提供することで研究開発成果の事業化の成功確率を高め、国内外の市場を見据えた展開を促進する。

受託者は、協議会がこれらを実施するために必要となる、別添「プロジェクト一覧」のプロジェクトについて、(1)～(3)の業務について実施する。

(1) 中核技術の用途に関する調査

中核技術を核に国内外の市場展開が見込める新規事業を創出するためには、中核技術の展開が想定される用途を多面的に検討し、それらの中から中核技術をより活かすことのできる市場を選定していくことが重要となる。

そのため、受託者は、別添「プロジェクト一覧」のプロジェクトについて、以下の業務を実施する。

- ① 中核技術の展開を想定する用途について、将来の市場動向（市場規模、市場成長度等）を調査する。
- ② プロジェクト一覧に記載されていないが、記載されている中核技術の内容を踏まえて展開が期待できる用途を広く調査するとともに、それらの将来の市場動向について調査する。
- ③ ①及び②の調査結果を基に、中核技術の価値を最大限に活かし、より事業規模が大きく収益性の高い新規事業の創出を実現するため、ターゲットとすべき市場について、1プロジェクトあたり3テーマ程度選定し、提案する。

- ④ 調査方法は、文献、専門誌、新聞記事等の文献調査及び研究者、企業、工業会等の有識者へのヒアリング調査とする。調査件数は、1プロジェクトあたり5件程度のヒアリング調査を含め10件程度を想定する。

(2) 中核技術における優位性の検証

中核技術を核に、国内外の市場展開が見込める新規事業を創出するためには、中核技術を活かす市場の確認と併せて、当該市場における中核技術の競争優位性や重要度を把握するとともに、競合技術・代替技術の有無を確認し、それらの今後の発展の可能性等も把握することにより、革新的材料技術によって、将来にわたり優位性を確立できるかが重要となる。

そのため、受託者は、別添「プロジェクト一覧」の中核技術について、以下の業務を実施する。

- ① 中核技術の展開を想定する用途について、競合技術・代替技術の有無を調査し、競合技術・代替技術が存在する場合は、当該技術に対して中核技術が優れている点と劣っている点を具体的に調査する。
- ② 中核技術の展開を想定する用途が属する産業において、例えば製品の基本設計がオープン化されるなどの技術的アーキテクチャーの変化が今後起こり得る可能性を調査し、起こり得る場合は、当該事項が中核技術の競争優位性に対して及ぼす影響を調査する。
- ③ 調査方法は、文献、専門誌、新聞記事等の文献調査及び研究者、企業、工業会等の有識者へのヒアリング調査とする。調査件数は、1プロジェクトあたり3件程度のヒアリング調査を含め8件程度を想定する。

※ (1)～(2)の実施にあたっての留意事項

- 受託者は、以下の観点に留意し、委託業務の実施にあたっては、別添「プロジェクト一覧」の内容に捉われることなく、客観的に幅広く情報収集を行うこと。
 - ・中核技術の想定用途が、思い付きの用途や目先のパートナーから寄せられた用途などであることにより、当該市場そのものの将来動向や他の用途への展開の可能性を見落としている可能性もあること。
 - ・中核技術は、思わぬ競合技術・代替技術の登場・発展や、そもそも当該市場において、その中核技術がどの程度重要であるのかを見落としている可能性もあること。
 - ・中核技術を展開する用途について、業界構造を十分に把握していないがために目の前に存在するパートナー（共同研究企業等）に依存し、事業化に向けて真に押さえるべきパートナーを見落としている可能性もあること。
- 調査結果は、日本国内の動向にとどまらず海外の動向を反映したものとすること。
- 別添「プロジェクト一覧」に記載されている中核技術の内容等について、記載内容だけでは業務を実施するための情報が十分でないと考えられる場合は、必要に応じて委託者へ確認すること。
- 公開情報（市場レポート、企業データベース、専門記事検索等）を調査するとともに、受託者が有する知見・経験、人的ネットワーク等を活かした調査を行うこと。
- (1)におけるターゲットとすべき市場の選定・提案にあたっては、(2)の当該市場における中核技術の競合技術・代替技術に対する競争優位性等も併せて検討することが重要であることに留意すること。
- (1)及び(2)の報告にあたっては、その内容を十分に情報共有する観点から、委託者と打ち合わせを実施すること。
- 本仕様書の業務内容以外にも、本委託業務の目的を実現する上で有効な調査等があれば、受託者は、委託者へ積極的に提案を行ない、委託者と協議の上随時見直しを行うこと。

(3) 業務の報告

(1)～(2)の調査結果を踏まえ、委託期間終了までに報告書を作成する。作成にあたっては、以下に留意することとする。

ア 中間（概要）報告

中核技術を核に、国内外の世界市場展開が見込める新規事業の創出を促進するため、協議会は、支援対象として、より有望な研究開発プロジェクトを実施化できる申請者を選定する。その際には、各プロジェクトが有望か否かを判断するため、中核技術を展開する市場の動向や、中核技術の市場での競争優位性について情報を収集しておく必要がある。

そのため、受託者は、協議会へ情報提供するため、(1)及び(2)の調査について、組織内の知見の範囲で実施し、受託者へ報告する。

報告は、契約締結日から約1カ月後の令和2年12月10日(木)までに、1つのプロジェクトあたり、(1)はヒアリング調査1件を含む4件程度、(2)は文献調査3件程度を纏めた内容とする。様式は任意。

イ 業務報告書

受託者は、契約書に定める委託業務完了報告書(様式第1号)に成果品を添え、委託者に提出すること。成果品は、A4判10ページ以上の任意様式とする。

- ・受託者は、委託者が指定する日までに報告書を電子データ(PDF形式及びWordの編集可能な形式)で委託者へ提出すること。
- ・報告書には、他者の所有権、著作権等の権利を侵害する可能性を有するものを権利保有者の許可なく掲載しないこと。
- ・報告書へ掲載する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 成果品

下記(1)～(3)の資料を2部及び電子データにより提出すること。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 実施した事業の実績が分かる資料
- (3) 前号に掲げるもののほか、委託者が必要と認める書類

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後は委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 対象経費

- (1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。
 - ア 機械・機器等の購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 施設や設備を設置または改修するための経費
 - エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
 - オ 飲食にかかる経費
 - カ その他、事業との関連が認められない経費
- (2) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

9 スケジュール

受託者は、概ね以下のスケジュールで必要な業務を実施することとする。

日付	曜日	委託者	応募者
10月2日	金	公募実施公示(閲覧開始)	
10月13日	火		質問期限(電子メール)
10月14日	水	質問への回答期限(電子メール)	

10月19日	月	参加申込書提出期限	
10月27日	火	企画提案書提出期限	
10月28日	水	プレゼンテーション (Web)	
		企画提案審査会	
11月2日	月	結果通知～契約	
12月10日	木	調査結果の中間 (概要) 報告期限	
2月28日	日	最終納品期限	

※受託者は、委託者等との打合せ等の際は必ずその時点の業務成果を資料で提出すること

1 0 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた所有権、著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

1 1 秘密の保持及び個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

1 2 積算方法及び費用の限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、費用の限度額4,500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）の範囲内で見積もること。
- (2) 積算項目については概ね以下の内容で提出すること。
 - ア 直接人件費
 - イ 事業費
 - ウ 一般管理費
事業の管理に要する経費
 - エ 消費税（消費税額及び地方消費税）
 $(ア+イ+ウ) \times 0.10$

1 3 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(様式第1号) 第7条関係

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

公益財団法人長野県テクノ財団
理事長 神澤 鋭二 様

所在地
名 称
代表者
印

令和 年 月 日付けで締結した委託契約により実施した令和2年度革新的材料技術に関する市場・技術動向調査業務が完了したので、委託契約書第7条の規定により報告します。

(添付書類)

- ・実施した業務の実績が分かる資料